政治活動費	3,922,840,649
組織活動費	640,538,648
選挙関係費	1,208,869,863
機関紙誌の発行その他の事業費	1,902,080,215
機関紙誌の発行事業費	464,143,617
宣伝事業費	1,432,931,653
その他の事業費	5,004,945
調査研究費	171,018,688
その他の経費	333,235
合　　計	15,652,779,230

○総務省告示第二百四十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民主党から訂正の報告があったので、平成二十五年総務省告示第三百六十七号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

〔民主党〕民主党参議院比例区第78総支部の項2中

「2　支部政党交付金による支出総額　13,000,000
　支部政党交付金支出充当額総額　13,000,000」を

「2　支部政党交付金による支出総額　9,965,501
　支部政党交付金支出充当額総額　9,665,501」に改め、

同項4を次のように改める。

4　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	8,996,762
人件費	4,576,955
光熱水費	147,929
備品・消耗品費	527,524
事務所費	3,744,354
政治活動費	968,739
組織活動費	968,739
合　　計	9,965,501

〔民主党〕民主党参議院比例区第78総支部の項5中

「一件五万円未満の計　1,539,609
　合　　計　1,539,609」を

「一件五万円未満の計　527,524
　合　　計　527,524」に、

「一件五万円未満の計　2,949,834
　合　　計　5,282,634」を

「一件五万円未満の計　1,411,554
　合　　計　3,744,354」に、

「一件五万円未満の計　1,347,863
　合　　計　1,452,873」を

「一件五万円未満の計　863,729
　合　　計　968,739」に改める。

〔民主党〕支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）の項3中

「3　支部政党交付金による支出総額　8,564,535,613
　支部政党交付金支出充当額総額　8,348,306,193」を

「3　支部政党交付金による支出総額　8,561,501,114
　支部政党交付金支出充当額総額　8,345,271,694」に改め、

同項6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	5,209,405,878
人件費	2,938,597,611
光熱水費	93,066,802
備品・消耗品費	655,052,039
事務所費	1,522,689,426
政治活動費	3,352,095,236
組織活動費	514,998,891
選挙関係費	1,081,538,987
機関紙誌の発行その他の事業費	1,692,242,348
機関紙誌の発行事業費	573,664,932
宣伝事業費	1,113,550,462
その他の事業費	5,026,954
調査研究費	58,293,120
その他の経費	21,890
合　　計	8,561,501,114

〔民主党〕政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）の項3中

「3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額　22,568,837,613
　政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額　22,352,608,193」を

「3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額　22,565,803,114
　政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額　22,349,573,694」に改め、

同項6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	10,256,698,000
経常経費	6,317,882,727
人件費	3,549,353,523
光熱水費	110,294,991
備品・消耗品費	758,574,386
事務所費	1,899,659,827
政治活動費	5,991,222,387
組織活動費	1,003,840,846
選挙関係費	2,413,509,889
機関紙誌の発行その他の事業費	1,956,569,406
機関紙誌の発行事業費	734,148,838
宣伝事業費	1,217,393,614
その他の事業費	5,026,954
調査研究費	617,280,356
その他の経費	21,890
合　　計	22,565,803,114